

# 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日施行の「改正労働者派遣法」によりマージン率を公開いたします。（法第23条第5項）

2022年6月1日時点での実績

① 派遣労働者の数	25名
② 派遣先の数	4社
③ マージン率	39.0% ( (⑤-⑥) ÷ ⑤ 小数点1位未満四捨五入)
④ 教育訓練に関する事項	ビジネスマナー セキュリティ教育 キャリアアップ研修
⑤ 労働者派遣料金の平均額（日）	28,050円 / 日
⑥ 派遣労働者賃金の平均額（日）	17,105 / 日
⑦ 労使協定の締結の有無	有（協定の有効期限の終期：2023年3月31日）
⑧ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
⑨ その他	マージン率は派遣料金と毎月の給与及び賞与のみにて計算しています。 以下の費用等は計算に含まれていません。 ・法定福利費（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険） ・福利厚生費（有給休暇、健康診断、等） ・教育研修費（講習受講費用、等） ・広告宣伝費（募集採用活動費） ・会社運営費（労務管理、事務所賃借料、通信費、消耗品、等）